

# 労務 ROAD

## ■事業復活支援金について

新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を支援する「事業復活支援金」の申請が1月31日より始まっています。今回は概要についてご案内します。

### 給付対象（ポイント①・②を満たす中小法人・個人事業者）

ポイント①	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る
ポイント②	2021年11月～2022年3月の <b>いずれかの月の売上高</b> が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して <b>50%以上</b> 又は <b>30%以上50%未満</b> 減少した事業者

### 給付額

中小法人等 **上限最大 250 万円** 個人事業主等 **上限最大 50 万円**

給付額 **基準期間の売上高※ - 対象月の売上高 × 5 か月**

※2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

### 給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月を含む事業年度の年間売上高

【経済産業省より】

●詳細は事業復活支援金事務事業ホームページ <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/> をご覧ください。

## ■大阪府雇用促進支援金の延長について

大阪府雇用促進支援金の支給要件の一つである「雇入れ期限」について、厳しい雇用情勢等を踏まえ、令和4年3月31日まで延長しました。

また、**令和3年12月1日以降の雇入れ**については**オンラインで申請手続きが完了**できます。※11月30日までの雇入れはこれまで通り郵送での受付になります。

主な給付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府緊急雇用対策特設ホームページ (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/koyoutaisaku/koyoutaisaku_tokuset/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/koyoutaisaku/koyoutaisaku_tokuset/index.html</a>) に掲載している民間人材サービス事業者の求人特集を通じて、令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所を有する求職者を雇い入れること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の求人に応募した者を令和2年10月1日から<b>令和4年3月31日</b>の間に雇い入れ、3ヶ月間継続して雇用（雇用保険に加入させている必要あり）していること</li> </ul>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規雇用労働者の雇入れ：<b>25万円/人</b> （正規雇用労働者とは、労働契約の期間の定めがない労働者です。）</li> <li>非正規雇用労働者の雇入れ：<b>12.5万円/人</b> （非正規雇用労働者とは、労働契約の期間の定めがある労働者です。）</li> </ul> <p>※なお、同一の事業主が申請できる人数に制限はありません。</p>

【大阪府ホームページより】

VOL.787

(2202-2)



〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 LUCID SUQUARE  
SEMBA 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

平素より大変お世話になっております。令和4年より中国版 Twitter と呼ばれる SNS の「Weibo」に配信しています。

外国人として視点から、日本の労務関係の知識や社労士の日常業務、仕事に感じた事など、中国語で配信させていただきます。

気になられる方は

ぜひフォロー

してみてください。

（姚）



2月 労務スケジュール

・サイバーセキュリティ  
月間 (2/1～3/18)